

編集

始良中央地区合併協議会 〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号 国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7F
 TEL0995-64-0937 FAX0995-64-0940
 ホームページ <http://www2.airachuou-gappei.jp/index.html>
 メールアドレス soumu@airachuou-gappei.jp



始良中央地区1市6町(国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町)



霧島市誕生記念「夏休みバスツアー」で、1市6町の施設見学等を行っている子供達です。

第三十八・九回協議会内容

始良中央地区合併協議会の第三十八回協議会が八月四日、第三十九回協議会が八月十七日に国分シビックセンター多目的ホールで開催されました。会議では、諸般の報告のほか「合併までに調整する」とされていた事務事業等の取扱いにかかる具体的調整内容の報告や、「新市の市章」についての協議が行われました。

第三十八回協議会【報告事項】

- 報告第三十八号 学校教育事業の取扱いについて
- 報告第三十九号 社会教育事業の取扱いについて
- 報告第四十号 農林水産関係事業(農業)の取扱いについて
- 報告第四十一号 建設関係事業(土木)の取扱いについて
- 報告第四十一号 建設関係事業(都市整備)の取扱いについて
- 報告第二十二号 霧島市市章検討小委員会の協議の経過及び結果について

第三十九回協議会【報告事項】

- 報告第三十号 国民健康保険事業の取扱いについて
- 報告第三十一号 保健衛生事業の取扱いについて
- 報告第三十二号 障害者福祉事業の取扱いについて
- 報告第三十三号 高齢者福祉事業の取扱いについて
- 報告第四十二号 その他の福祉事業(老人医療)の取扱いについて
- 報告第四十号 農林水産関係事業(農業)の取扱いについて
- 報告第四十三号 農林水産関係事業(林業)の取扱いについて
- 報告第四十四号 農林水産関係事業(耕地)の取扱いについて
- 報告第四十五号 商工・観光関係事業の取扱いについて
- 報告第四十一号 建設関係事業(都市整備)の取扱いについて
- 報告第四十一号 建設関係事業(建築住宅)の取扱いについて
- 報告第三十七号 その他事業(選挙管理委員会関係事務)の取扱いについて
- 報告第四十六号 その他事業(温泉事業)の取扱いについて

霧島市の市章が決まりました。



霧島市

[デザインの趣旨]

霧島連山と「K」がモチーフ。上から「花は霧島」の花と夢と元気と霧島連山。緑で山々と豊かな平野部。紺で水清き天降川。下の紺で波静かな錦江湾。全体に躍動感をつけて雄大な自然と市民が融合し世界へ躍進する霧島市を表現。

作者名 田中 一則（鹿児島市在住）

新市の市章については、5月1日から6月20日までの51日間募集を行い、2,923点の応募がありました。

市章検討小委員会(林 麗子委員長)では、「市章検討アドバイザー」の協力を得て1次選考において49点に絞り込み、2次選考において16点に、さらに3次選考において5点の市章候補作品に絞り込み、第38回合併協議会へ報告を行いました。

この報告を受け、8月17日開催の第39回合併協議会において協議がなされ、上記作品が選定され、霧島市市章に決定されました。



第三十八回協議会

【報告事項】

報告第三十八号 学校教育事業の取扱
いについて

協定項目 25 20で合併までに調整
するとしていた学校教育事業について、
次のとおり報告がおこなわれました。

【遠距離通学費補助金】

一 公共交通機関利用者は、定期券
代実費を補助する(毎年)

二 自転車利用者は、自転車購入費の
一部又は全額を一回限り補助する。
ただし、限度額を三万円とする。

三 徒歩通学者は、小学生は年額二
万五千元、中学生は年額四万二千
円を定額補助する(毎年)

(一) 徒歩通学者の範囲

通学路に公共交通機関及びスクー
ルバスがない者

通常の始業時刻にあつた路線バス
等がない者

自宅から駅又はバス停間が遠方、
道路の高低差が著しいなど、常用
の利用に適さない者

身体的又は知的障害により、公共
交通機関の利用が困難な者

四 制度の統一時期は、平成十八年度
からとする。

【奨学資金】

一 貸与額

(一) 大学院 八万七千円以内

(二) 大学等 四万四千円以内

- (三)高等学校等 一万八千円以内
 - 二 償還年数等
 - (一)償還の始期は、卒業の翌月から起算して一年後
 - (二)償還年数
 - 高等学校等 八年
 - 大学等 十年
 - 大学院(二カ年課程) 十年
 - 大学院(三カ年課程) 十五年
 - (三)償還方法は、月賦・半年賦・年賦のいずれかを選択する。
 - 三 選考基準
 - (一)学業、人物ともに優秀な者
 - (二)学費の支弁が困難な者
 - 四 制度の統一時期は、平成十八年度からとする。
- 【公立幼稚園保育料】
- 一 保育料の額は、年額五万七千七百円を十一カ月で徴収する。
 - (月額四千七百円)
 - 二 制度の統一時期は、平成十八年度からとする。
- 【私立幼稚園就園奨励費(単独)】
- 一 補助限度額及び区分
 - (一)生活保護世帯及び市民税非課税世帯は、三万一千円(年額)
 - (二)市民税所得割非課税世帯は、一万七千八百円(年額)
 - (三)市民税所得割課税世帯は、八千円(年額)
 - 二 制度の統一時期は、平成十八年度からとする。

報告第三十九号 社会教育事業の取扱いについて

協定項目(25、22)で合併までに調整するとしていた社会教育事業について、次のとおり報告がおこなわれました。

【人権同和教育】

- 一 具体的方策及び事業内容
 - (一)単人町で行っている次の事業は、継続実施する。
 - 同和教育啓発推進協議会
 - 人権学習出前講座
 - 地区公民館人権学習会
 - (二)他市町は、本庁人権擁護推進係との連携のもとに各種啓発活動を行う。

【社会教育委員】

- 一 人数は十五人以内とする。(現在の各市町から最低一人ずつは選出する。)
- 二 選出方法

各市町枠	7人(社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者)
自治公民館長連絡協議会代表	1人
市PTA連絡協議会代表	1人
女性団体代表	1人
学校代表(小、中、高等学校1人ずつ)	3人
学識経験者	2人

三 任期は二年とする。

【公民館運営審議会委員】

- 一 人数は各拠点公民館(現在の各市町)ごとの中央公民館(こと)に十人以上とする(全体で七十人以上)
- 二 選出方法
 - 拠点公民館(こと)に各種団体代表者を選出する。
- 三 任期は二年とする。

【文化財保護審議会委員】

- 一 人数は十五人以内とする。(現在の各市町から最低一人ずつは選出する。)
- 二 選出方法
 - 当面の二年間については、有識者(文化財保護審議会委員経験者)を各市町から推薦する。その後は、幅広い人材からの選出も検討する。
- 三 任期は二年とする。

【農業】の取扱いについて

- 報告第四十号 農林水産関係事業
- 協定項目(25、16)で合併までに調整するとしていた農林水産関係事業について、次のとおり報告がおこなわれました。

【地域農政推進対策事業(農政審議会含む)】

- 一 名称は、霧島市農政推進対策協議会とする。
- 二 組織
 - 各市町から農業生産組織代表者等を一人ずつ(一人×七市町=七人)及び関係機関代表として農業委員

会、JAあいら、始良農業改良普及センター、NOSAI中部から一人ずつとその他の計十五人以上とする。

三 審議内容

- 地域農業マスタープランに関する
- こと、農業振興地域整備に関する
- こと、農政の基本方針及び主要施策に関する
- こと、農業経営改善計画の認定、農業後継者等育成就農支援事業に係る就農計画書の審査、地域水田農業ビジョンに関する
- こと、その他農政に関する
- こと。

【農業振興地域整備計画】

- 四 任期は二年とする。
- 一 組織は、農業振興地域整備促進協議会と、霧島市農政推進対策協議会を併用する。
- 二 重要案件等については、三ヶ月に一度協議会を開催する。

【農業制度(振興)資金利子補給事業等】

- 一 目的は、農業者に対し融資する農業資金の利子補給に関し、必要な助成措置を講じ、もって農業経営の近代化を推進し、農家経済の安定向上に資することとする。
- 二 合併前の農業制度(振興資金)資金利子補給事業分については旧市町のとおりとす。また、新市での実行分についての利子補給率は基準金利の二%以上は一%以内、二%未

満のときはその二分の一以内とする。
(小数点第二位以下は切り捨てる。)

(金融運営協議会)

三 組織は、あいら農業協同組合、始良農業改良普及センター、農業委員会事務局、霧島市農林水産部で構成する。

四 審査案件

農業制度資金借入案件

霧島市農業経営振興資金借入案件

農業近代化資金に係る利子補給助成案件

五 事務局は、霧島市農林水産部に置く。

【農業経営振興資金(単独)貸付事業】

一 目的は、農家の経営規模拡大及び経営改善を図るため、必要な資金の貸付けを行うこととする。

二 制度内容

利率 1%

据え置き期間 三年

償還期間 八年

二名の連帯保証人が必要

担保提供は求めない

六十歳以下が対象

貸付限度額 事業計画の80%

以内として、最高三百万円まで

三 対象は、施設園芸等の経営の合理化、近代化施設設置及び改善資金、生産資材の購入、経営振興上特に必

要な資金、災害復旧資金、農業後継者の経営改善及び規模拡大資金、その他市長が認める事業に必要な資金とする。

四 審査は、金融運営協議会で行う。

五 基金の原資は、三千四百万円とする。

六 実施時期は、平成十八年度からとする。

【畜産関係事業補助金(各種団体・事業関係補助)】

一 各種団体補助金については、平成十八年度は新補助基準を定め計上する。

二 各種事業補助(畜産関係事業補助)

横川町が実施している削蹄・除角・スタンション事業補助については、平成十七年度までの経過措置とし、新市において速やかに制度を見直す。国分市及び隼人町で実施している乳用牛の優良精液補助、優良種豚導入補助についても同様とする。

【家畜導入及び保留補助事業】

一 目的は、優良牛の郡・県外への流出を防ぎ、適正な保留・導入を推進し産地の銘柄確立を進めることとする。

二 郡子牛品評会で郡保留牛もしくは高育種候補牛に選定された牛には二万円を交付する。郡保留牛、高育種候補牛を導入した場合、

セリ価格五十万円を超えた分の二分の一を補助する。ただし、十五万円を限度とする。

三 地区畜産共進会に出品した牛を対象とし、補助金の交付を受けた牛は、五年以上飼育すること。

四 実施時期は平成十八年度からとする。

【家畜排泄物処理施設等整備事業】

一 目的は、今後の新規就農、後継者就農又は増頭に伴う堆肥舎及び畜舎改善等施設整備が必要である事業について支援すること。

二 助成額

簡易堆肥舎整備について
条件：肉用牛・乳用牛・豚・鶏・ブライヤー(各畜種、頭数に応じた規模の整備をすること。標準事業費の三分の一の価格、もしくは、事業実績額の三分の一の価格のどちらか低い方で補助金を交付する。

標準単価一万五千円/2m²の三分の一の五千円を交付する。補助金の上限は五十万円とする。

パドック牛舎整備について
条件：一頭当り2m²以上の施設で、補助金の単価は五千円/2m²とする。との重複の補助は行わない。

三 実施時期は平成十八年度からとする。
【土木】の取扱いについて 建設関係事業 報告第四十一号

協定項目25 18)で合併までに調整するとしていた建設関係事業について、次のとおり報告がおこなわれました。

【砂防等関連事業】

一 分担金の徴収は行わない。また、土地については無償提供とするが、建物等については有償とする。

【道路・河川占用等許可関連事務】

一 合併前に徴収している占用料は、経過措置として五年間の経過措置期間を設ける。ただし、電気事業者、ガス事業者及び第一種電気通信事業者については、前年度の占用料に1.1を乗じた額を徴収する。

二 協定費(移転補償)については、鹿児島県に準じて行う。

三 実施時期については、合併時とする。
報告第四十一号 建設関係事業 【都市整備】の取扱いについて
協定項目25 18)で合併までに調整するとしていた建設関係事業について、次のとおり報告がおこなわれました。

【都市計画の決定・都市計画審議会】

一 審議会は十五人以内で組織する。
・ 学識経験のある者 五人以内
・ 市議会議員 三人以内
・ 関係行政機関の職員又は鹿児島県の職員 三人以内
・ 本市に住所を有する者 四人以内
二 任期は二年とする。

報告第二十二号―三 霧島市市章検討
小委員会の協議の経過及び結果につ
いて

第三回市章検討小委員会を七月二十六日に開催し、市章候補作品の選定作業についての協議を行い、三次選考において五点の候補作品に絞り込み、第三十八回合併協議会へ報告することが決定されたとの報告がありました。

【協議事項】

協議第七十一号 新市の市章について

新市の市章は、応募作品の中から「霧島市市章検討小委員会」において選定された市章候補作品五点の中から、一点を決定することについての事前提案があり、次回の協議会において協議決定することが承認されました。

第二十九回協議会

【報告事項】

報告第三十号― 国民健康保険事業
の取扱いについて

協定項目(21)で合併までに調整するとしていた国民健康保険事業について、次のとおり報告がおこなわれました。

【レセプト点検事業】

レセプト開示については、霧島市国民健康保険及び老人保健診療報酬明細書等の開示に係る取扱要綱を整備し実施する。

報告第三十一号― 保健衛生事業の
取扱いについて

協定項目(25) 9で合併までに調整するとしていた保健衛生事業について、次のとおり報告がおこなわれました。

【母子健診】

一 母子保健法に定める健診以外の健診については統一して実施する。健診の受診場所は原則居住している総合支所とするが、他の総合支所でも受診可能とする。妊婦一般健康診査・乳児健康診査(九〇十一月)は現行のとおりに医療機関に委託する。

報告第三十二号― 障害者福祉事業
の取扱いについて

協定項目(25) 11で合併までに調整するとしていた障害者福祉事業について、次のとおり報告がおこなわれました。

【障害児(身体・知的)居宅支援事業】

- 一 単独補助金の取り扱いについては、別表1のとおりの補助基準を設け補助する。
- 二 他自治体からの運営に伴う赤字補填は徴しない。また、他自治体運営に伴う赤字補填は行わないこととする。
- 三 実施時期については、平成十八年度からとする。

別表1

補助金の種類	補助対象額	下記に定める額を限度額とする。(1事業所当たり、年額)	
		当年度の1日当たりの利用児童数	基準額(円)
運営費補助	霧島市障害児デイサービス事業を行うために必要とする人件費(報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費等)、管理費(需用費、役務費、使用料等)	6人未満	8,048,000
		6人以上 8人未満	10,466,000
		8人以上 13人未満	12,984,000
		13人以上 15人未満	15,502,000

報告第三十三号― 高齢者福祉事業
の取扱いについて

協定項目(25) 12で合併までに調整するとしていた高齢者福祉事業について、次のとおり報告がおこなわれました。

【家族介護用品の支給】

一 目的
在宅高齢者等を介護している家族等に対し、介護用品を支給することにより、在宅介護における家族の精神的及び経済的負担軽減を図る。

二 対象

次のいずれかに該当する要介護者等と同居し、現に介護している住民税非課税世帯の家族に支給する。

(県補助対象分)

・要介護認定における要介護度四又は五の在宅高齢者を現に介護している家族

(市単独分)

・介護保険の要介護三と認定された在宅高齢者を現に介護している家族
・重度心身障害者(身障手帳の一・二級、療育手帳A1、A2所持者等)を現に介護している家族
・膀胱直腸障害等にある在宅の心身障害者(児)を現に介護している家族

三 対象の介護用品

紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー等介護に要する日常的に必要な消耗品

介護用品の支給内訳

支給対象者	限度年額	備考
介護度4・5	75,000円	補助対象
介護度3	48,000円	
重度心身障害者等	48,000円	

四 支給方法

- ・金券方式(領収書、レシート添付。本人は一月に一回品物を受領。)
- ・券の発行は三月月に一回。
- ・券には有効期限を設ける。

五 事務手順

申請→ケア会議→交付→利用者登録店で購入→登録店は金券にレシートを添付して市に請求→登録店に支払い

六 実施時期

平成十八年度から実施する。

【寝たきり老人及び重度心身障害者等おむつ手当て支給事業】

本事業については、類似する家族介護用品支給事業に統合する。

【在宅介護支援センター】

一 エリアについては、国分市の現在の基幹型一箇所を地域型とし、地域型在介を三箇所とする。その他については、従前のおりとする。

現在の設置状況

市町名	基幹型	地域型
国分市	1	2
溝辺町		1
横川町		1
牧園町		1
霧島町		2
隼人町	1	2
福山町		1

二 新市においては、隼人町の社協内に基幹型を配置する。

三 地域型は地域ケア会議を充実させるため二名体制とする。

現行において上記のとおり整理したが、介護保険法等の改正により平成十八年度から制度内容の変更が予定されており、今後、介護保険部門とも連携を図りながら国の動向を注視し、対応していく。

【老人医療】の取扱いについて

協定項目 25 15 (で合併までに調整するとしていたその他の福祉事業について、次のとおり報告がおこなわれました。

【レセプト点検事業】

レセプト開示については霧島市国民健康保険及び老人保健診療報酬明細書等の開示に係る取扱要綱を整備し実施する。

報告第四十号ー 農林水産関係事業

【農業】の取扱いについて

協定項目 25 16 (で合併までに調整するとしていた農林水産関係事業について、次のとおり報告がおこなわれました。

【農業後継者等育成就農支援事業】

一 目的は、新規就農の促進や定着化を図るとともに、優れた農業後継者を育成し、農業の振興に寄与することとする。

二 対象者は、市内に居住する新規就農者や農家の後継者であり、半年以上二年未満の研修を行う五十五歳未満の者とする。

三 組織は、農業後継者等育成就農支援協議会の設置については農政推進対策協議会を併用することとする。

四 負担区分は、研修先農家が二分の一、市が二分の一を負担する。

五 支給期間・額は、期間が二年内、単身者については支給月額九万円、夫婦については支給月額十三万五千元を支給する。

六 研修先は、県が指定した拠点農場・市が指定する優良農家とする。

七 返還金は、研修期間が六月未満又は、就農後五年未満に離農したときは、市助成総額の五分の一の返還を求めるものとする。

八 実施時期は、平成十八年度からとする。

【認定農業者農用地集積促進事業】

一 目的は、経営規模拡大を目指す認定農業者に対して助成金を交付することにより、農用地の有効利用と農業の生産性向上及び他産業並みの所得の向上に資することとする。

二 交付基準は、面積三十アール以上かつ契約期間五年以上を対象とする。対象期間は一月一日から十二月三十一日とする。

月三十一日とする。

三 助成額は、十アール当たり二万円(一回限り)。売買については、嘱託登記手数料相当額を助成する。

四 返還金五年未満で契約を解除した場合の十アール当たりの返還額)

返還区分	返還金額
1年未満	20,000円
1～2年未満	16,000円
2～3年未満	12,000円
3～4年未満	8,000円
4～5年未満	4,000円

五 審査は、農業委員会により行う。

六 管理台帳は、溝辺町の管理台帳を新市へ引き継ぐ。

七 対象要件と対象外要件

(対象)

賃貸借契約の設定又は、売買により所有権の移転をし、一回に三十アール以上締結した認定農業者、利用権設定機関は、一月一日から十二月三十一日まで(平成十八年度は、四月一日から十二月三十一日)の間に行われたもので、存続期間は五年以上、農業振興地域の農用地区域内で基盤整備完了区域

(対象外)

譲受人又は賃借人が、譲渡人又は賃貸人と同一世帯員である場合。

譲受人又は賃借人が市内に住所を有しない場合、農業生産法人でその構成員が当該農業生産法人に売買又は、利用権を設定する場合、
八 実施時期は平成十八年度からとする。

報告第四十三号 農林水産関係事業
【林業】の取扱いは、農林水産関係事業協定項目 25 16 で合併までに調整するとしていた農林水産関係事業について、次のとおり報告がこなわれました。

治山事業負担割合

	県単補助 治山事業	県営県単 治山事業
県	7/10 (5/10)	9/10
市	2/10 (4/10)	1/10
受益者	1/10 (1/10)	-

()は、市防災計画に記載のない箇所

【治山事業】小規模崩壊地復旧事業含む、県営含む
一 県単補助治山事業受益者負担割合については、事業費の十%とする。

二 実施時期は平成十八年度からとする。

【間伐実施事業】

一 間伐路網整備事業の負担割合については、事業費の十%とする。

間伐路網整備事業負担割合

	作業路	集材路
県	5/10	5/10
市	5/10	1/10
受益者 組合	-	4/10

二 実施時期は平成十八年度からとする。

【林業振興団体事業補助】
一 緑の少年団の補助については、年間の活動計画に応じ補助をする。

【特用林産物振興事業】

一 しいたけ生産振興資金融資制度については、新市に引き継ぐ。
二 各振興会への補助については、年間の活動計画に応じ補助をする。

【火入れ許可】

一 火入れ許可の対象期間は五日以内、対象面積については一ヘクタールを超えないものとする。

報告第四十四号 農林水産関係事業【業耕地】の取扱いは、農林水産関係事業協定項目 25 16 で合併までに調整するとしていた農林水産関係事業について、次のとおり報告がこなわれました。

【中山間地域総合整備事業】団体営含む
一 新規事業の受益者負担割合は、ほ

【新規事業】

新規事業の受益者負担割合は、ほ

場整備については事業費の五%とする。ほ場整備以外の事業については0%とする。なお、負担時期については、事業終了後とする。
二 事業主体別

中山間地域総合整備事業負担割合

	県営事業	団体営事業
国	55%	55%
県	30%	20%
市	15%	25%

市負担のうち、ほ場整備については、事業費の5%は受益者負担。

三 平成十七年度採択の横川地区については、新規事業扱いとする。

【用排水施設整備事業】団体営含む

一 継続事業については、旧市町の受益者負担割合のとおりとする。新規事業の受益者負担割合は0%とする。
二 事業主体別

用排水施設整備事業負担割合

	県営事業	団体営事業
国	50%	50%
県	30%	25%
市	20%	25%

三 平成十七年度採択の上場地区・浅谷地区・万膳地区については、新規事業扱いとする。
【農業用河川工作物応急対策事業】団体営含む

一 事業の受益者負担割合は0%とする。

【農業用河川工作物応急対策事業】

農業用河川工作物応急対策事業負担割合

	県営事業	団体営事業
国	55%	50%
県	37%	32%
市	8%	18%

【土地改良施設維持管理適正化事業】

一 分担金の負担割合については、土地改良区が事業主体の場合、市が三十%、土地改良区が十%とする。市が事業主体の場合、四十%を市が負担する。
二 事業主体別

土地改良施設維持管理適正化事業負担割合

	土地改良区営事業	市営事業
国	30%	30%
県	30%	30%
市	30%	40%
土地改良区	10%	-

【県単独農業農村整備事業】

- 一 継続事業については、旧市町の受益者負担割合のおりとする。新規事業の受益者負担割合は、ほ場整備について事業費の5%を負担する。ほ場整備以外の事業は0%とする。なお、負担時期については、事業終了後とする。

二 事業主体は市。事業費負担割合

県 四十五%
市 五十五%

【単独農業農村整備事業】

- 一 受益者負担割合は、ほ場整備については事業費の5%を負担する。ほ場整備以外の事業は0%とする。なお、負担時期については、事業終了後とする。

二 工事請負額が三十万円以上で県単独事業に該当しないものを対象とする。

報告第四十五号 商工・観光関係事業の取扱いについて

協定項目 25 17で合併までに調整するとしていた商工・観光関係事業について、次のとおり報告がおこなわれました。

【企業誘致】

- 一 国分市、溝辺町、霧島町、隼人町の固定資産税の課税免除については、国分市の工業開発促進条例のとおりにする。横川町、牧園町、福山町

の固定資産税の課税免除については、福山町の過疎地域産業開発促進条例のとおりにする。

- 二 市が独自で定める企業誘致の優遇制度については、国分市の工場等立地促進に関する条例のとおりにする。

三 実施時期は、合併日からとする。

【商工会議所及び商工団体への助成等】

- 一 商工会議所への補助金等については、現行のとおりにする。また、商工会への補助金額等については、六商工会が合併するまでは現行のとおりに各商工会へ補助する。

【観光協会等関係団体への助成】

- 一 補助金については、平成十七年十一月七日設立予定の霧島市観光協会に一括して現行補助金額を交付する。

二 観光協会の一本人については、合併後速やかに行われるように協議を行なう。

報告第四十一号一 建設関係事業

【都市整備】の取扱いについて

協定項目 25 18で合併までに調整するとしていた建設関係事業について、次のとおり報告がおこなわれました。

【土地利用協議】

- 一 土地利用対策要綱については、国分市及び隼人町を例に作成する。
- 二 土地利用対策要綱については、開

発面積が千²m以上の開発行為に適用する。

- 三 土地利用対策委員会を設置する。重要な案件について審議する。(委員については、助役、部長及び関係課長)

四 土地利用対策要綱については、合併時から施行する。

報告第四十一号一 建設関係事業

【建築住宅】の取扱いについて

協定項目 25 18で合併までに調整するとしていた建設関係事業について、次のとおり報告がおこなわれました。

【公営住宅収納管理】

- 一 公営住宅の家賃の算定については、公営住宅法に基づき算定するが、新市の家賃への移行は平成十八年四月からとし、平成十八年三月までは現行のままとする。なお、市町村立地係数及び利便性係数の変更により新市の家賃は確定するが、現行の家賃を上まわる場合は、国からの通知のとおりに、おおむね三年以内で調整することとする。

二 市営単独住宅の家賃については、現行のとおりに新市に引き継ぐ。

三 駐車場使用料の徴収については、現行のとおりに新市に引き継ぐ。

四 市営単独住宅の敷金は公営住宅と同じように徴収する。

五 共益費については各団地に対応とする。

六 督促手数料は徴収する。(百円)

七 各証明手数料は徴収する。(二百円)

八 滞納整理の方法は国分市の例による。

九 不納欠損処理の方法は国分市の例による。

報告第三十七号一 その他事業選挙管理委員会関係事務】の取扱いについて

協定項目 25 27 で合併までに調整するとしていたその他事業について、次のとおり報告がおこなわれました。

【不在者投票・期日前投票の投票所、事務体制及び時間】

- 一 不在者投票の投票所は、期日前投票制度の確立平成十五年十二月一日施行)により郵送関係が主であること、本庁において一括で事務を行なう方が投票用紙の管理等を勘案した時に円滑な事務が行なえることと判断し、本庁のみに設置することとする。

二 期日前投票の投票所は各総合支所の区域ごとに設置し、それぞれの投票所で各総合支所管内の有権者についての期日前投票事務を行なう。

三 最初の市議・市長選挙については、各総合支所の区域ごとに不在者投票指定投票区を設置する。(公職選

- 四 期日前投票の事務取りまとめについては、本庁(本部)にて一括して事務を行う。
 - 五 事務体制は、協力職員並びに事務補佐員で対応する。
 - 六 不在者投票の投票時間については午前八時三十分から午後八時までとする。
 - 七 期日前投票の投票時間については一箇所を除き時間を繰り上げることも可能であるが、有権者の利便性等を考慮し、当面の間は、すべての投票所において午前八時三十分から午後八時までとする。(公職選挙法第四十条、同法第四十八条の二第三項の規定)
 - 八 在外投票事務については、本庁において事務を行う。(衆議院又は参議院の比例代表選出議員の選挙のみ)
- 【ポスター掲示場の設置場所】
- 一 設置場所について、国・県の選挙については、現行のとおり新市へ引き継ぐ。
 - 二 設置数について、市議・市長選挙については、公職選挙法第四百四十四条の二の規定に基づき条例を制定し、合併後最初の選挙から法定設置数の約五十%とする。
 - 三 掲示板の材質については、設置期間の短縮及び安価であることから、

- ペヤではなくアルミ板のリースで対応する。
 - 四 掲示板的規格・設置方法等については、国分市の例により新市の例規にて定める。
 - ・霧島市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例及び同規程
- 【選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの公営の額】
- 一 新市の例規で公職選挙法第四百四十一条及び第四百四十三条の規定に基づき、国分市の例により金額等を定め、合併後の最初の市議・市長選挙から公営で実施する。なお、金額については、国分市の額を新市に引き継ぐ。
 - 二 公営の手続き等についても、国分市の例により新市の例規にて定める。
 - ・霧島市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び同規程
- 報告第四十六号 その他事業費温泉事業【の取扱いについて】
- 協定項目 25 27 (で合併までに調整するとしていたその他事業について、次のとおり報告がおこなわれました。
- 【温泉関係手数料】
- 手数料については、現行の霧島町の例

により下記のとおりとする。

- 督促手数料 百円
 - 延滞金 霧島市税条例の規定を準用する
 - 温泉供給期間更新許可 五千円/件
 - 名義変更許可 二万円/件
 - その他申請 千円/件
 - 実施時期 合併時
- 【協議事項】
- 協議第七十一号 新市の市章について
- 前回の第三十八回合併協議会において事前提案された新市の市章について、協議会における最終選考方法も含め協議がなされ、二段階の投票による選考の結果、投票総数の過半数の得票を得た応募作品が選定され、審議の結果、全会一致により霧島市市章に決定されました。

事務所の引越し作業等について

十一月七日の合併に向けて、各市町庁舎内の引越し作業等が十月中旬ごろから行なわれます。

つきましては、作業期間中ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解・ご協力下さるようよろしくお願い致します。

協議会は傍聴できます

合併協議会は、原則として毎月開催されます(時間：午後1時30分から)。会場は、国分シビックセンター複合施設棟2F多目的ホールです。

傍聴者の定員は30名となっています。希望される方は、会議当日に傍聴者受付までお越しください。

なお、会議開会15分前から傍聴証を発行しますが、15分前における傍聴希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定します。

当面の協議会開催日程 第41回協議会 10/31(月) 予定

(原則として月1回の開催を予定していますが、状況により開催日程が追加又は変更される場合があります。傍聴にお越しの際は、出来るだけ事前に事務局までご確認ください。)

ご意見、ご質問をお寄せください

合併に関してご意見、ご質問等がありましたら、合併協議会事務局又は各市町合併担当課までご連絡ください。

始良中央地区合併協議会事務局

〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号

国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7階

TEL 0995-64-0937

FAX 0995-64-0940

新市霧島市地域審議会委員を募集します

地域審議会とは？

地域審議会(以下「審議会」という)は、地域住民の声を行政施策に反映させ、きめ細やかな行政サービスを実現するために設けられます。

合併特例法に基づいて設置されるものであり、新市発足後、おおむね10年間、合併前の1市6町の区域を単位として、それぞれの区域に設けられます。

名 称	設置区域
国分地区地域審議会	合併前の国分市の区域
溝辺地区地域審議会	合併前の溝辺町の区域
横川地区地域審議会	合併前の横川町の区域
牧園地区地域審議会	合併前の牧園町の区域
霧島地区地域審議会	合併前の霧島町の区域
隼人地区地域審議会	合併前の隼人町の区域
福山地区地域審議会	合併前の福山町の区域

審議会の役割は？

審議会ごとに市長の諮問に応じ、次の事項を審議し、意見を述べます。

新市まちづくり計画の変更に関する事項
新市まちづくり計画の執行状況に関する事項
新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

また、市の予算編成の際の事業等に関する要望や、その他必要と認める事項について審議し、市長に対して意見を述べることもできます。

どのような組織なの？

各審議会の委員数は15人以内で、次に掲げる者により構成されます。

公共的団体等を代表する者
学識経験を有する者
公募により選任された者
今回は、 の委員を募集します。

【応募資格】

国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町に住所を有している方または当該地域内に存する事務所等に勤務する方で、審議会に出席できる方。

【募集人員】 各審議会ごとに5人以内

【任 期】 2年

【応募方法】

所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、下記のテーマに基づいた作文を添えて、お住まいの地域の市役所又は町役場に郵送、FAX又は直接提出してください。応募用紙は、市役所又は町役場の企画担当課にあります。

【作文のテーマ】

「合併後の 地域のまちづくりについて(600～800字程度、任意様式)」

には、それぞれの審議会の区域名(国分、溝辺、横川、牧園、霧島、隼人、福山)が入ります。

【選考及び通知】

応募書類をもとに選考し、応募者全員にその結果を通知します。

【応募期間】

平成17年9月上旬から10月中旬まで
(各市町ごとに応募期間が異なりますので、詳細については各市町企画担当課にお問合わせ下さい。)

【応募・問い合わせ先】

国分市にお住まいの方

〒899-4394 国分市中央三丁目45-1
国分市役所 企画課 TEL.45-5111 FAX.64-0940

溝辺町にお住まいの方

〒899-6493 溝辺町有川341
溝辺町役場 企画振興課 TEL.59-3111 FAX.59-3907

横川町にお住まいの方

〒899-6303 横川町中ノ263
横川町役場 企画商工課 TEL.72-0511 FAX.72-9366

牧園町にお住まいの方

〒899-6592 牧園町宿窪田2647
牧園町役場 企画課 TEL.76-1111 FAX.76-1137

霧島町にお住まいの方

〒899-4292 霧島町田口8-4
霧島町役場 企画財政課 TEL.57-1111 FAX.57-0408

隼人町にお住まいの方

〒899-5192 隼人町内山田1-11-11
隼人町役場 企画課 TEL.42-1111 FAX.43-5328

福山町にお住まいの方

〒899-4501 福山町福山2466
福山町役場 企画課 TEL.55-2111 FAX.55-3817